

○島根県警察本部の防火管理に関する訓令

(昭和54年10月1日島根県警察訓令第17号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、島根県警察本部（以下「本部」という。）の庁舎及びその敷地（以下「庁舎等」という。）における防火管理に関し、基本となる事項を定め、火災を予防するとともに、火災発生時における被害の拡大防止を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 本部の本庁舎及び分庁舎をいう。
- (2) 分庁舎 島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）に規定する運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校その他分室等の庁舎をいう。

第2章 防火管理機構

(防火管理者)

第3条 庁舎等における防火管理を行うため、次表に掲げる区分による防火管理者を置く。

| 庁 舎 等 区 分   |                   | 防 火 管 理 者  |
|-------------|-------------------|------------|
| 本部庁舎及びその敷地  |                   | 会計課長       |
| 分<br>庁<br>舎 | 航空隊隊舎及びその敷地       | 地域課長       |
|             | 運転免許課庁舎及びその敷地     | 運転免許課長     |
|             | 平成庁舎及びその敷地        | 交通機動隊長     |
|             | 高速道路交通警察隊隊舎及びその敷地 | 高速道路交通警察隊長 |
|             | 機動隊隊舎及びその敷地       | 機動隊長       |
|             | 警察学校校舎及びその敷地      | 警察学校長      |

2 防火管理者は、島根県警察本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、自ら又は職員をして、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消火、通報及び防火訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検及び整備

- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
  - (5) 消防機関への報告及び連絡
  - (6) その他防火管理に関する事項
- (防火責任者)

第4条 本部の各所属（以下「各所属」という。）に防火責任者を置く。

- 2 防火責任者及び防火責任区分は、別表第1のとおりとする。
- 3 防火責任者は、防火管理者を補佐し、当該所属の職員に対して、防火管理上必要な指導監督を行うとともに、前項に規定する責任区分に従い、火災予防の任に当たるものとする。

(火気取扱責任者)

第5条 各所属に、火気取扱責任者を置く。

- 2 火気取扱責任者は、当該所属の次長（科学捜査研究所にあつては副所長、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊にあつては副隊長並びに警察学校にあつては副校長）又は課長補佐の職にあるものの中から防火責任者が指定するものをもって充てる。
- 3 火気取扱責任者は、当該所属の防火責任者を補佐するとともに、責任区分並びに当該所属が火気を使用した場所及び物品について火気の手配の指導監督に当たるものとする。
- 4 防火責任者は、当該所属の事務室などの出入口の扉付近に火気取扱責任者の官職、氏名を表示するものとする。

第6条 削除

(当直勤務員)

第7条 当直勤務員は、庁舎等全般の火気取締りの任に当たるものとする。

### 第3章 火災予防

(防火消防設備)

第8条 本庁舎における防火消防設備器具の数及び設置場所は、別表第2のとおりとする。

- 2 分庁舎における防火消防設備器具の数及び設置場所は、当該庁舎等の防火管理者が別に定める。

(点検検査)

第9条 消防用設備等の点検検査は、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の定めにより実施するものとする。

- 2 前項の規定による点検検査の結果、消防用設備等の不備欠陥については、直ちに改修しなければならない。

(火気点検)

第10条 各所属の最終退出者は、火気の手配確認を行った上、火気点検票（様式第1号）にその状況を記録し、当直責任者に引き継がなければならない。

(火気使用器具の表示)

第11条 火気取扱責任者は、常時使用する灰皿、ストーブ、電熱器その他火気を扱う器具の名称及び数を当該所属内の見やすい場所に表示しなければならない。

(巡視)

第12条 防火責任者は、随時庁舎等並びに責任区分場所を巡視し、防火施設、火気の使用

又は取扱場所等を点検するものとする。

(火気使用の届出)

第13条 庁舎等において火気を使用し、又は危険物を搬入（通常使用し、又は取り扱っているものを除く。）しようとする者は、火気取扱責任者並びに防火責任者を通じて防火管理者に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の届出を受けたときは、防火上の必要な措置をとらせるものとする。

(暖房器具の管理及び貸出し)

第14条 庁舎等において臨時に使用する暖房器具は、それぞれの防火管理者において管理するものとする。

2 時間外勤務その他の理由により、臨時に暖房器具の使用を必要とする者は、暖房器具貸出承認簿（様式第2号）に所要事項を記載の上、それぞれの防火管理者の承認を得なければならない。

3 暖房器具を使用した者は、使用後に確実に異状の有無を確認するとともに、火気取扱責任者又は当直責任者に報告し、引き継がなければならない。

(防火上の遵守事項)

第15条 職員及び庁舎等に入入りする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 喫煙設備のない場所で喫煙しないこと。
- (2) 火気取扱責任者が指定した以外の灰皿その他の火気器具を使用しないこと。
- (3) 火気を取り扱うことを禁止した場所において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物は、資格を有する者のほかは取り扱わないこと。
- (5) 不良の火気器具を使用しないこと。

#### 第4章 自衛消防活動

(自衛消防組織)

第16条 本庁舎に、別表第3の基準に基づく自衛消防隊を置く。

2 分庁舎における自衛消防組織は、当該庁舎等の防火管理者が別に定める。

3 自衛消防隊の指揮は、防火管理者（不在の場合は、防火管理者があらかじめ指定した者）が当たるものとする。ただし、勤務時間外においては、当直責任者が一時的に必要な措置をするとともに、防火管理者に報告し、指揮を受けなければならない。

(任務の分担)

第17条 各防火責任者は、前条第1項に定める編成基準に基づき当該所属職員の中から班員を指定し、防火管理者に報告するとともに、当該所属職員に任務分担を明示するものとする。

2 防火責任者は、前項の編成表を当該所属内の見やすい場所に表示しなければならない。

(消防活動)

第18条 職員は、庁舎等に火災が発生したとき、又は庁舎等の付近に火災が発生して延焼のおそれがあるときは、消防活動に従事しなければならない。

2 職員は、勤務時間外に前項に規定する事態の発生を知ったときは、非常招集に関する訓令（昭和38年島根県警察訓令第5号）の規定により非常招集し、消防活動に従事しなければならない。

(火災通報)

第19条 職員は、庁舎等の火災又は火災の危険を発見したときは、直ちに直近にある非常警報装置の非常ベルを押して他の職員に報知し、必要な応急措置を講ずるとともに、防火管理者又は当直責任者に通報するものとする。

2 当直責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに自ら又は当直勤務員をして消防署に通報するなど必要な応急措置をするとともに、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、第1項の通報を受けたときは、直ちに消防署に通報するなど必要な応急措置をするとともに、本部長に報告するものとする。

(非常警報)

第20条 非常警報は、非常警報装置の非常ベル又は非常放送により発するものとする。

(避難誘導)

第21条 防火管理者又は防火責任者は、庁舎等に火災が発生し、職員等を避難させる必要があると認めるときは、職員に命じて安全な場所に避難誘導させるものとする。

(非常持ち出し)

第22条 防火管理者及び防火責任者は、火災が発生し、文書及び物品の非常持ち出しの必要があると認めるときは、所属職員に命じて安全な場所に搬出させ、これを監視させるものとする。

(島根県情報通信部自衛消防隊との協力)

第23条 本庁舎の防火管理者は、島根県情報通信部自衛消防隊と連絡を密にするとともに、庁舎等に火災が発生したとき、又は庁舎等の付近に火災が発生して延焼のおそれがあるときは、相互に協力して消防活動に当たるものとする。

## 第5章 教育訓練

(防火教育)

第24条 防火管理者及び防火責任者は、職員に対し随時防火に関する教育を実施するものとする。

(防火訓練)

第25条 防火管理者は、初期防火の実をあげ、敏速適切なる行動と防火消防技術の錬磨向上を図るため、随時訓練を実施するものとする。

附 則

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 島根県警察本部の防火管理に関する訓令(昭和37年県警察訓令第15号)は、廃止する。

3 [略]

附 則(昭和55年3月7日島根県警察訓令第2号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月20日島根県警察訓令第4号)

この訓令は、昭和56年3月20日から施行する。

附 則(昭和57年11月1日島根県警察訓令第20号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和61年 9 月 5 日 島根県警察訓令第 9 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 24 日 島根県警察訓令第 4 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 4 年 9 月 14 日 島根県警察訓令第 29 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 15 日 島根県警察訓令第 21 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 12 日 島根県警察訓令第 24 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 5 日 島根県警察訓令第 7 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 1 日 島根県警察訓令第 20 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 10 日 島根県警察訓令第 10 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 22 日 島根県警察訓令第 25 号）

この訓令は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日 島根県警察訓令第 5 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 20 日 島根県警察訓令第 7 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 15 日 島根県警察訓令第 25 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 28 日 島根県警察訓令第 32 号）

この訓令は、平成 15 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日 島根県警察訓令第 14 号）

この訓令は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 16 年 9 月 17 日 島根県警察訓令第 26 号）

この訓令は、制定の日から施行し、〔中略〕第 2 条の規定による改正後の島根県警察本部の防火管理に関する訓令の規定〔中略〕は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日 島根県警察訓令第 21 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 島根県警察訓令第 10 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 7 日 島根県警察訓令第 12 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日 島根県警察訓令第 11 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日 島根県警察訓令第 19 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

## 防 火 責 任 区 分 表

| 防火責任者    | 責 任 区 分                                      |
|----------|--|
| 総務課長     | 本部長室、公安委員会室、総務課事務室及び特別会議室                    |
| 広報県民課長   | 広報県民課事務室、情報公開センター、文書管理室及び記者室                 |
| 会計課長     | 会計課事務室、機械室、電気室、会議室及び他の防火責任者の責任区分以外の施設並びにその敷地 |
| 情報管理課長   | 情報管理課事務室、照会センター室、資料電送室及び電算室                  |
| 警務課長     | 警務部長室、警務課事務室、電話交換室、自動車車庫、当直室及び分室             |
| 人材育成課長   | 人材育成課事務室                                     |
| 監察課長     | 監察課事務室                                       |
| 厚生課長     | 厚生課事務室、健康管理室、喫茶室、売店、理髪室及び分室                  |
| 生活安全企画課長 | 生活安全部長室及び生活安全企画課事務室                          |
| 地域課長     | 地域課事務室、航空隊隊舎及び鉄道警察隊隊舎並びに航空隊隊舎及び鉄道警察隊隊舎の敷地    |
| 通信指令課長   | 通信指令課事務室                                     |
| 少年女性対策課長 | 少年女性対策課事務室                                   |
| 生活環境課長   | 生活環境課事務室                                     |
| 刑事企画課    | 刑事部長室、刑事企画課事務室部分、指揮室及び分室                     |
| 捜査第一課長   | 捜査第一課事務室部分及び分室                               |
| 捜査第二課長   | 捜査第二課事務室及び分室                                 |
|          |  |

|            |   |
|------------|---|
| 組織犯罪対策課長   | 組織犯罪対策課事務室                              |
| 鑑識課長       | 鑑識課事務室、写真室、足こん跡鑑定室及び分室                  |
| 科学捜査研究所長   | 科学捜査研究所、汚濁水処理室及びDNA型鑑定室                 |
| 交通企画課長     | 交通部長室及び交通企画課事務室部分                       |
| 交通指導課長     | 交通指導課事務室、図化室、取調室及び交通反則通告センター室           |
| 交通規制課長     | 交通規制課事務室部分及び交通管制センター室                   |
| 運転免許課長     | 運転免許課庁舎及び西部運転免許センター庁舎並びにその敷地            |
| 交通機動隊長     | 平成庁舎（他の防火責任者の責任区分の部分を除く。）及び簸川訓練場並びにその敷地 |
| 高速道路交通警察隊長 | 高速道路交通警察隊隊舎及び高速道路交通警察隊分駐隊隊舎並びにその敷地      |
| 警備第一課長     | 警備部長室、警備第一課事務室、暗室及び分室                   |
| 警備第二課長     | 警備第二課事務室                                |
| 警衛対策室      | 警衛対策室事務室                                |
| 機動隊長       | 機動隊隊舎及び道場その他の附属施設並びにその敷地                |
| 警察学校長      | 警察学校校舎及びけん銃射撃場、道場その他の附属施設並びにその敷地        |
| 通信庶務課長     | 情報通信部事務室その他の情報通信部管理の施設                  |

注：1 責任区分には、各所属が管理する更衣室、倉庫等の附属施設を含む。

2 共同事務室及び湯沸室は、これを使用する所属の防火責任者の共同責任とする。

別表第3（第16条関係）

防 火 消 防 要 員 編 成 基 準

| 所 属<br>班                | 総務課                    | 広報県民課 | 会計課 | 情報管理課 | 警務課 | 監察課 | 人材育成課 | 厚生課 | 生活安全企画課 | 地域課 | 少年女性対策課 | 通信指令課 | 生活環境課 | 刑事企画課 | 捜査第一課 | 捜査第二課 | 組織犯罪対策課 | 鑑識課 | 科学捜査研究所 | 交通企画課 | 交通規制課 | 交通指導課 | 警備第一課 | 警備第二課 | 警衛対策室 | 情報通信部 | 計                  | 任 務 分 担            |
|-------------------------|------------------------|-------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|---------|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|--------------------|
|                         | 消火器班<br>班長 交通企画課<br>警部 | 1     | 5   | 5     | 4   |     | 2     |     |         | 2   | 1       |       | 1     | 2     |       | 3     | 2       | 2   | 2       |       |       | 4     | 4     | 2     |       |       | 7                  | 49                 |
| 消火栓班<br>班長 会計課<br>補佐    |                        |       | 3   | 3     |     |     |       |     |         | 1   |         |       |       |       |       |       | 1       | 1   | 1       |       | 2     | 1     | 2     |       |       | 2     | 17                 | 消火栓(ホース)により消火に努める。 |
| 車両班<br>班長 警務課<br>警部     | 3                      | 4     | 2   | 1     | 6   | 1   | 2     | 1   | 3       | 4   | 6       |       | 4     | 7     | 3     | 7     | 3       | 2   |         | 3     | 3     | 5     | 3     | 6     | 8     | 87    | 車庫の防護、自動車の避難に従事する。 |                    |
| 避難誘導班<br>班長 捜査第一課<br>警部 | 1                      |       | 1   |       |     |     |       |     | 1       |     |         |       |       | 1     |       |       |         |     |         |       | 1     | 1     | 1     |       |       | 4     | 12                 | 職員等の避難誘導に当たる。      |
| 予備班<br>班長 警備第一課<br>警部   |                        |       | 2   | 1     |     |     |       |     | 1       |     |         |       |       |       |       |       |         |     |         |       |       |       | 1     |       |       | 1     | 7                  | 別命により行動する。         |
| 計                       | 5                      | 9     | 13  | 9     | 6   | 3   | 2     | 1   | 7       | 6   | 6       | 1     | 6     | 11    | 5     | 10    | 8       | 3   |         | 10    | 9     | 11    | 3     | 6     | 22    | 172   |                    |                    |

様式 [略]